

【商品概要説明書】

(2019年5月1日現在)

商 品 名	「New元気くん・パートⅡ」個人向け事業者ローン
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たす、法人経営者または個人事業主の方 (1) 借入申込時の年齢が満 20 歳以上 70 歳以下で最終ご返済時が満 75 歳以下の方 (2) 安定継続した収入のある方 (3) お住まいまたは、会社・事業所が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 (4) 保証会社（アイフル㈱）の保証を受けられる方 <u>(注)「New元気くん」等のアイフル㈱提携商品をご契約されている方はこの商品との併用はできません。</u>
お使いみち	自 由
ご融資金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
ご融資期間	10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	年 8.80%～14.60%（保証料を含みます。） ※保証会社の審査結果により異なります。 ※また、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。
ご返済方法	毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）をご返済日とする元利均等毎月返済。なお、元金据置及び増額返済併用のお取り扱いはできません。
担保・保証人	保証会社（アイフル㈱）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	ご融資利率に含まれております。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証、パスポート等の本人確認書類 (2) ご印鑑（普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。） (3) 所得確認資料は、原則、不要ですが必要となる場合がございます。 所得確認は原則、聞き取りにて行います。 (4) 日本国籍以外の方は、特別永住者証明書または在留カード ※ 所得確認は、ご契約金額が 100 万円を超える場合に聞き取りさせていただきます。 ※ その他、ご契約までにご署名・ご捺印をお願いする書類や、保証会社の保証条件としてご準備いただく書類等もございますので、予めご了承ください。
その他ご留意事項	(1) お申込受付後、当金庫および保証会社であるアイフル㈱より、ご自宅やお勤め先へお電話させていただく場合があります。 (2) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。

	<p>(3) お申込みに際しては、当金庫およびアイフル(株)が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人情報情報機関および同機関が提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報登録され、同機関および提携個人情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(4) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>